

結論

一 絶対者としての国家

以上、本稿は、古代日本人の政治思想、母
 国語意識、倫理観にっいて、能うかきり具体
 的考察を展開してきた。三篇の考察は、最
 初にも言及したように、次の三つの問題に関
 して何らかの解答を求めらるものであつた。よ

つて、以下結論として、この三つの問題について可能なかぎり明確な解答を与え、あわせ
て、将来への展望を述べることによつて、
を閉じることにする。

三つの問題とは、以下の通りである。

一、古代日本人にとつて、国家とは何であつたのか。

二、古代日本人の国家観は、どのような特徴をもつていたのか。

三、古代日本人にとつて、国家において生き

るといふことは、いかなる意味をもつ事

柄なしい事態であつたのか。

右三つのうち、二、三は、一に対する解答を

得なしかぎり、明らかなにすることはいふべきでない。

それゆゑ、まず、一について論ずることにはし

た。

日本古代の諸文献は、古代日本人が、国家

とその支配者たる天皇とを一体視する考えを

もつていたこととを如実に示してゐる（第一

篇第三章第一節参照）。支配者たる天皇は、万

世一系の思想とアキソカミ思想とから成る「
 非革命の思想」によつて、神聖かつ不動の存
 在として絶対化される（第一篇第二章参照）。
 支配者たる天皇が絶対視されるとすれば、当
 然、天皇と一体視されるところの国家もまた
 絶対視されることになる。

かくして、天皇を頂点に戴く天皇帝国家と
 しての古代国家は、その住民（国民）がそこ
 において日常的な「生」を営む場であると同
 時に、住民の頭上に屹立する絶対的存在とし

ての性格を濃厚に帯びることになる。言いか
 えれば、古代日本人にとって、国家とは、民族的規模の共同生
 活が営まれる広範な場であるにとどまらず、自身の上に
 君主の如くに君臨する絶対者でもあった。

いくたびも強調してきたように、日本の古
 代国家の貴族・官僚たちは、自国の対外的な
 独自性ないし優越性を強調しようとする意識
 すなわち国家意識を強く抱いていた。上述の
 ような国家観に留意するならば、彼らのそ
 うした国家意識が、自身の生きる場、言いかえ

れば郷土としての国家に対する愛着の念にのみ根ざしていったとは考えられまい。彼らの国家意識は、国家に対する尊崇の念を基調としていれるように見受けられる。すなわち、彼らは、国家を、本性上神代の降臨神であり、それゆえにアキツカミであるところの天皇として体化した神聖かつ絶対的な存在として尊崇する立場に立って、その対外的な独自性ないし優越性を強調したのではなかつたか、と考えられる。

国家意識は、母国の言語の対外的な独自性
 ないし優越性を誇示しようといふ意識を伴う。
 そうした意識、すなわち、母国語意識は、古
 代天皇制の盛期を生きた日本人の精神の裡うちで、
 すでに明確な形をとつていた（第二篇第三章
 参照）。だが、その母国語意識は、自身が日常
 使用してゐることには、
 基づいてゐたわけではなかつたように見受け
 られる。すなわち、古代日本人は、神聖にして
 絶対的な国家に固有な言語を神聖視し、カフ

それを尊崇する立場に立って、母国語意識を
 発揚したものと推断しうる。

彼らは、母国語（日本語）の対外的な独自
 性ないし優越性のメルクマールを、それが言
 霊を内在させうる言語である点に見出して
 た（第二篇第三章参照）。彼らの考え方によれ
 ば、言霊の力は、神々の威徳を媒介として実
 効性をもつ（第二篇第二章参照）。したがって、
 彼らにとって、日本語が言霊を内在させう
 る言語であるということは、それが神々と深

く関わる言語であるといふことを意味して、
 E、と解せられる。

神々と深く関わる言語が神聖視されていた
 であらうことは疑えない。近世の国学者たち
 は、日本語神聖視の思想を開陳している（第
 二篇第一章第一節参照）が、そうした思想は、
 国家絶対視へ神聖視の思想に随伴する思想
 として、すでに古代日本人の精神の裡に萌芽
 していたのである。

ニ 古代ギリシヤ・ローマの国家観

— 概論 —

如上の考察によつて、問題一に対する一応の解答が得られた。次に、問題ニを検討してみたい。

ただし、日本の古代世界を内在的に考察することによつてのみ、ニを説明することはいきない。他の事物と比較することなしにある事物の特徴を際立たせることは、可能ではあ

リえないからである。これを解き明かすために
 は、比較論的視点に立つ必要がある。それ
 ゆえ、このみに、まず、比較の対象として
 古代ギリシャ・ローマの国家観をとりあげて
 みたい。

古代ローマの思想家マルクス・トクウス
 キケロは、その著『国家について』(De

Re Publica)の中の、一般に、スキピオの夢

、(Somnium Scipionis)と呼ばれている部分

(De Re Publica VI. 99 ~ VI. 26. 29) において、

大スキピオの発言に仮託して、次のように述べ
 べている。

地上に生ずる事物のうちには、国家（

civitas）と呼ばれる、法によって結合せ

しめられた人間の集合体ないし集団以上

に、全宇宙を統治したまうかの長あきなる神

によつて嘉納されるところ大なるものは、

なにもない。（*De Re Publica VI. 13. 13*）

キケロは、ここで、現世（地上）の事物の

中にあっては、国家こそが至上のものである

と、この国家至上主義的な考えを表明している。
 ギリシア・ローマにおいて、こうした考えを
 表明したのは、キケロが最初であつたわけだ。
 はない。こうした考えは、すでに、アリスト
 テレスの国家観の中に顕著な形であつたわけだ。
 いる。すなわち、アリストテレスは、政治学
 学 (Politiká) の中で、国家 (Polis) は、すべ
 ての共同体 (Koinonía) の中で至高のものであ
 ると述べた (1252a6-7)。さらに、国家は本性上 (phýsē)

国家やわれわれ個人々々にも先立つたと主張する

(1253a18~19) ことを通して、国家至上主義的な
考え方を示している。

アリストテレスのこうした考え方の根底に

は、「国家は自然に (φύσει) あるものの一つであ

る」という認識、および「人間は本性上 (φύσει)

国的動物 (πολιτικὸν ζῷον) である」という認識

が存している。

「人間は本性上国的動物である」というア

リストテレスのことは、すなわち、⁽²⁾ οὐρανῶν

φύσει πολιτικὸν ζῷον (πολιτικὰ 1253a2~3) は、今日

国的動物であると言語することを通し、人間は	スハ、人間は φ 57615 によつて (1390φ) 本性上	52633~34) 点に着目するならば、アリストテ	物があるところのものとして定義して(12	さ、生成がその終極に達したとき、各々の事	あ、わして(11)政治学φ 57615 が	志向する存在者であるといいうことの言	が本性上、集団・共同体ひいては国家の形成を	知られては、ただし、このことは、人間	のわが国では、さまざまに詠語を通じて、広
-----------------------	--	---------------------------	----------------------	----------------------	-----------------------	--------------------	-----------------------	--------------------	----------------------

こ	や	э	る	同	せ	が	の	に	国
と	村	ст	「	様	ら	で	中	達	的
を	落	(と	に	れ	き	に	す	動
言	か	Тол	と	に	る	る	お	る	物
っ	ら	стик	い	に	と	と	い	と	と
て	自)	う	、	い	い	て	り	し
い	然	125322)	こ	国	う	そ	こ	う	て
る	に	も	と	家	思	そ	そ	考	そ
の	発	、	は	は	想	の	の	え	の
で	展	た	、	自	を	本	本	、	生
は	し	た	す	然	表	性	性	す	成
な	た	だ	な	に	明	を	を	な	の
い	も	単	わ	あ	し	完	完	わ	終
。	の	に	ち	る	て	成	成	ち	極
上	で	、	、	も	い	さ	さ	、	(
述	あ	国	Тол	の	る	せ	せ	人	完
の	る	家	стик	の	も	る	る	間	成
こ	と	が	1399)	一	の	こ	こ	は	の
と	い	家	Тол	つ	と	と	と	国	域
く	う	家	стик	で	解	と	と	家)

アリストテレスは、人間は国家においてこそ
 その本性を完成させるべく、この考えをもつて
 いるが、この考えによれば、国家の存在は、
 人間がその ~~φύσις~~ を完成させるための必須条件
 であることとなる。 *τοῦ φύσις ἡ φύσις ἐστὶ* は、国
 家がそのような必須条件として自然的なもので
 であるというように、言いかえれば、国家は本
 性上人間の ~~φύσις~~ を完成させるための場として
 存在するものであるというところを強調するこ
 とは、ないか、と考えられる。

要するに、人間の本性を完成させる場とし
 て国家の存在は不可欠であり、国家なくして
 は人間はその本性を完成させることができな
 いというのが、アリストテレスの国家観の基
 軸をなす考え方であったと言えよう。
 彼の国家観が国家至上主義的な傾きを示す所
 以である。すなわち、アリストテレスは、国
 家なくしては人間はその完成の域（*telos*）を完
 成させた状態に達しえないと見るがゆえに
 人間個々人に対する国家の本性的先在性や、

あるいは、その至上性などを強調したものと解しうる。

国家に関するアリストテレスの以上のよう
な考え方は、人間の基本的特性を話すことが

できる存在者（*homo loquens*）であることのうち

見出し、しかも、国家を、そうした特性をい
かんなく発揮しうる場（つまり、人間個々人

の、話すことができるといいう可能性が十全

に実現される場）と看做すキケロの思想の中

にも受け継がれていいる。

わ	家		伴	形	自	思	と	い	
ち	に	古	し	に	己	惟	う	か	国
国	つ	代	て	変	実	は	え	え	家
制	り	ギ	い	容	現	は	る	れ	さ
に	て	リ	る	・	を	、	、	ば	、
言	論	シ	。	変	図	現	以	、	人
及	ず	ヤ		革	る	実	上	人	間
す	る	・		し	た	の	の	間	が
る	際	ロ		て	め	よ	よ	が	そ
こ	、	ー		ゆ	に	う	う	自	の
と	国	マ		こ	よ	な	な	己	本
が	家	の		う	り	ギ	ギ	実	性
多	の	思		と	い	リ	リ	現	を
い	政	想		い	っ	シ	シ	を	実
。	治	家		う	そ	ヤ	ヤ	図	現
た	形	ち		志	ふ	・	・	る	す
と	態	は		向	さ	ロ	ロ	場	る
え	、	は		性	わ	ー	ー	と	場
ば	す	、		を	し	マ	マ	し	、
、	な	国		隨	い	的	的	て	言

プラトンは「国家」(Πολιτεία)において、クレ
 タ風およびスパルタ風の国制(名譽支配制
 Τυραννία)、寡頭制(Ολιγαρχία)、民主制
 (δημοκρατία)、僭主独裁制(τυραννίς)など
 を、現実に行為され
 ている国制として列挙する(547c)一方
 で、それらに
 対して「哲学的素質」に備わら
 ないものとして斥け(497b)、哲人王によ
 りて領導さ
 れる国制を自らの理想として掲げて
 りる(547
 3c-d)。また、アリストテレスは「政治学」に
 おいて、有徳なる人々(最善なる人々)が国

政に与る体制（*opolitokpaci(x)*）こそが理想的な国
 制であるといふ認識のもとに、そのような国
 制を有する理想国の構成や教育方針などを克
 明に描写してゐる。さうにまた、キケ口は、
 最高の権力が一人の人物に委ねられる国制（
 王制）、一部の選ばれた人々が最高の権力を掌
 握する国制（貴族制）、民衆の手に全権が存す
 る国制（民主制）の三つの国制が現実に行わ
 れてゐることを指摘し、それらの各々は
 っ
 い
 ず
 れ
 も
 完
 璧
 で
 も
 な
 け
 れ
 ば
 最
 良
 で
 も
 な
 い
 し

と述べたうえで (De Re Publica I. 26. 42)、それら
 ミフの国制の各々の長所を折衷・混合した第
 四の国制 (最優秀者統治制) を自らの理想と
 して提示している (ibid. I. 29. 45; I. 35. 35; III. 23. 44 etc.)。
 ここにあげた古代ギリシャ・ローマの思想
 家たちは、いずれも、国家の現実的な在り様^{ホウ}
 (政治形態・国制) に対して批判的な姿勢を
 示しながら、国家の在るべき姿を模索してい
 る。このことは、ギリシャ・ローマ的思惟が、
 人間の自己実現のためによりよいかよりよ
 くないか

わしり場を求めてやまなかつたことを如実
 に示している。国家をめぐるギリシヤ・ロー
 マ的思維にとつて、国家の存在そのものは自
 明的で疑う余地がなかつたけれども、その在
 り様は、けつして固定的に把握すべきもので
 はなく、むしろ、より理想的な形（人間の自
 己実現の場としてよりいっそう理想的な形）
 へとつねに変革・変容さるべきものである。

と言えよう。

三 古代日本人の国家観の特徴

以上に見てきたような古代ギリシヤ・ローマの国家観と対比してみると、古代日本人の国家観の基本的な特徴が際立ってくる。

上述のごとく、ギリシヤ・ローマ的思維は、国家と人間の自己実現の場ととらえる。ギリシヤ・ローマ的思維は、国家至上主義的傾向をもつけれども、その国家至上主義は、国家至上主義は、

一	心	そ	現	マ	の	リ	ャ	在	家
方	主	の	の	的	営	も	・	で	は
、	義	思	た	思	み	、	ロ	あ	人
古	を	惟	め	惟	の	む	ー	る	間
代	基	が	の	は	方	し	マ	と	の
日	調	内	手	、	に	ろ	的	い	自
本	と	含	段	国	重	、	思	う	己
人	す	す	と	家	き	国	惟	認	実
に	る	る	し	を	を	家	は	識	現
と	も	国	て	、	置	の	、	に	の
っ	の	家	重	い	い	存	国	根	た
て	で	至	視	る	る	在	家	せ	め
、	あ	上	す	る	。	そ	の	し	に
国	る	主	る	も	ギ	そ	の	て	こ
家	と	義	の	の	リ	不	も	い	そ
と	言	は	で	自	シ	可	の	る	可
は	え	、	あ	己	ャ	欠	。	。	な
、	よ	人	り	実	・	存	ギ	シ	存
自	う	間	、	現	ロ	シ	リ	シ	
	。	中			ー				

は	国	う	手	た	自	尊	す	対	身
結	家	と	段	。	己	崇	る	か	が
び	の	い	を	し	実	と	存	っ	、
っ	在	い	よ	た	現	憑	在	不	生
き	り	う	り	が	の	依	で	動	ゝ
え	様	意	良	っ	た	あ	あ	な	を
な	を	欲	好	て	め	っ	た	る	嘗
か	を	と	な	、	の	た	。	も	む
っ	改	も	形	か	手	は	。	の	場
た	変	っ	態	り	段	服	。	と	で
。	し	て	に	に	な	従	。	し	あ
	て	い	変	彼	ど	の	。	て	る
	ゆ	た	革	さ	で	対	。	自	に
	こ	と	・	が	は	象	。	身	と
	う	し	変	、	あ	で	。	の	ど
	と	て	容	自	り	こ	。	頭	ま
	い	も	し	己	え	そ	。	上	ら
	う	、	て	実	な	あ	。	に	ず
	志	そ	ゆ	現	か	れ	。	屹	、
	向	れ	こ	の	っ	、	。	立	絶
	と	は							

すくなくとも、現存の古代文獻に拠るかぎ
 リ、古代日本人に、國家の現實の在り様さま（國
 制）を改變しようといふ意志があつたとは考
 えられなからい。古代國家の政治中樞において、
 王者の行動の是非をめぐる論争や政策論争が
 展開された形跡はみとめられるけれども、そ
 うした論争が國家の在り様そのものについて
 の論議にまで發展した形跡はうかがえない。
 また、古代國家の政治過程において、しば
 しば、高官たちによつて反政府的な反乱がひ

者	の	特	の	う		で	の	政	き
と	は	徴	一	と	筆	は	現	敵	起
さ	、	と	つ	す	者	な	実	の	こ
一	彼	し	の	る	に	か	の	排	さ
体	ら	て	特	志	は	か	除	と	れ
視	の	そ	徴	向	、	っ	企	企	は
す	国	れ	で	性	国	た	図	図	し
る	家	よ	あ	の	家	。	す	す	た
考	観	り	る	欠	の		る	る	も
え	中	も	よ	如	在		も	の	の
方	に	い	う	が	リ		の	、	、
が	、	っ	に	、	様		で	そ	れ
内	国	そ	思	日	を		こ	う	は
含	家	う	わ	本	変		そ	と	は
さ	と	い	れ	古	革		あ	企	い
れ	そ	ち	る	代	・		れ	図	ず
て	の	じ	る	の	変		、	す	れ
い	支	る	し	国	容		国	る	も
る	配	い	い	家	し		家	も	、
点				観	よ				

（古代日本人の）

である。

国家の在り様を変革・変容しようとする志向性を欠くのは、厳密に言えば、日本古代の国家観だけではない。たとえば、中国古来の国家観も、一人の王（皇帝）による万民統治の国制を固定的把握トしている点において、抜本的な変革・変容への意欲を欠くものであると言えよう。

だが、王朝の交替を是認する天命思想を内含する中国の国家観は、国家の存在そのものの

え		者	フ	国	に	配	国	ア	と
、	ま	を	キ	家	は	者	家	プ	国
カ	た	一	を	と	把	と	の	リ	家
フ	、	体	見	そ	握	し	の	オ	の
国	国	視	出	の	し	て	支	リ	在
家	家	す	す	支	な	存	配	な	リ
の	を	る	も	配	い	在	者	事	様
在	人	も	の	者	い	す	に	実	（
リ	間	の	て	と	。	る	つ	と	王
様	の	で	も	の	国	か	い	し	制
を	集	も	な	あ	家	と	て	て	）
変	合	な	け	り	さ	リ	認	認	と
革	な	い	れ	だ	め	ウ	識	識	を
・	い	し	ば	に	ぐ	点	し	し	固
変	し	集	、	国	る	）	は	す	定
容	集	団	ま	定	中	さ	る	る	的
し	団	と	し	的	国	、	も	の	で
て	と	と	て	な	思	固	の	の	い
ゆ	と		、	結	惟	定	の	い	わ
こ	と		両	び	は	的	の	わ	ば

なければならぬが、その前に、国家とその支配者とを一体視する思考の由来と意味について若干の考察を試みておきたい。

四 国家とその支配とを一体視

する思考の由来と意味

日本の古代にあつては、領有・支配という

観念は、^{元来}呪術的^{元来}思考と密接に結びついていた。

すなわち、古代人は、^{元来}領有する行為・支配す

る行為と、一定の場所・物・ひと等に内在す

るタマ（霊・魂）をわがものとする行為とし

て把握していった。こゝに呪術的思考が、最

もあらわな形をとるのは、新天皇の即位儀礼
 におおてである。

たとえば、踐祚大嘗祭は、天孫ニニギノミ
 コト以来歴代天皇がその身に附着させ続けて

きた唯一不二のタマである。天皇靈を新天
 皇の身に附着させることを通して、新天皇の大ハ

洲国日本国の領有者・支配者としての権威

を確立する儀式であった（第一篇第二章第一

節参照）。

大嘗祭において確立された、天皇のテスホ

トとしての権威は、その実質的な側面（国土の占有権）を、即位の翌年に行われる八十嶋祭によって保証される。

八十嶋祭とは、大八洲之霊たる生島神・

足島神を対象とする祭儀であり、その中心を

なすのは、神祇官「彈御琴」、女官「披御衣篁」振之

（『江家次第』巻第十五）という呪的神事にほ

かならぬ。毎年宮中で挙行される鎮魂祭に

おいて、これと同様の神事が行われる点（第

三篇第一章第三節参照）から推察するに、ハ

十嶋祭が、元来、タマフリの意味をモツ呪術
 儀礼であつたことは疑えない。このこと、お
 よび、この祭が大嘗祭に附随する祭儀であつ
 たことや、主祭神が、大八洲之靈たる生島
 神・足島神であつたことなどを勘案するなご
 は、八十嶋祭の眼目は、本来、前年に即位し
 た天皇の身に、大八洲国（日本国）のクニダ
 マを附著させることにあつたと考えられる（
 以上、岡田精司『古代王権の祭祀と神話』六
 ページ以下参照）。

天皇がその身に日本国のクニダマを附着させることは、日本の国土が天皇の占有に帰することを意味する。したがって、八十嶋祭は、日本国の領有権・支配権の天皇による独占・専有を、呪術的に保証する儀式であつたと言えよう。

大嘗祭、八十嶋祭を通して王者としての権能を確立した天皇は、ただ単に支配機構の頂点に立つ現^{うつ}身^{せみ}のテスポットに尽きるものではない。それは、神代の降臨神であると同時に

日本国のクニタマの掌握者でもあった。

天皇が日本国のクニタマを自身に附着させ

ることは、天皇が日本国を自らの占有物として

自身と一体化させることを意味する。筆者に

は、こうした呪術的思考が、国家とその支配

者たる天皇を^と一体視する考え方の原点であっ

たように思われる。すなわち、国家とその支

配者たる天皇とを一体視する考えは、元来、

日本国のクニタマをわがものとする天皇は日

本国そのものであるといいう認識に根ざして

いたのではなかつたか、と考えられる。
したがつて、支配者の権力の強大さを比喩
的に把握する思惟が、国家と支配者とを一体視
する思考を生み出したとは言えない。日本古
代の国家観が、国家とその支配者たる天皇と
を一体視する場合、そこでは、国家は、文字
通り天皇のもの（占有物・独占物）として天
皇と同一視されていたものと解せられる。

五 日本の古代国家における人間

の「生」の意味

以上の考察によれば、古代日本人は、天皇

のものと観せられ、しかも天皇と一体視され

る国家において生きていたこととなる。した

がって、問題は、厳密には、天皇のもので

あり、しかも天皇と一体化してゐる国家にお

いて生きるということは、古代日本人にとっ

了、いかなる意味をもつ事柄なりし事態であ
 ったのか、という問いでなければならぬ。
 この問いに対しては、次のような解答が与え
 られよう。

天、皇、の、も、の、で、あ、る、国、家、は、個、々、の、国、民、が、自
 己の主体的な意志にのみ基づいて生きる場
 にはありえない。天、皇、の、も、の、で、あ、る、国、家、は、天
 皇の意志（もしくは、天皇の意志として表出
 される高級官僚・貴族の意志）が、衆庶によ
 って受容される場である。そこにおいて生き

ることは、主として、天皇の意志に従い天皇
 に奉仕しつゝ生きることとを意味していた。天
 皇と国家とが一体視されていた点に留意する
 ならば、古代日本人にとって、国家において
 生きるということは、国家の意志に従い国家
 に奉仕しつゝ生きることとを意味していたと言
 っても、過言ではなからう。

問題

三 に対する以上のような解答によれば、

古代日本人は、自己の意志を国家の中に埋没

させておりました。個々の自覚をもた

なかつたかのように見える。しかしながら、
 こうした見方は、けっして的を得てはいない。
 日本の古代社会の中には、①天皇（皇室・
 朝廷）への没我的献身を美德（なりし至上善）
 として称揚する思想と、②衆庶の日常生活の
 正常かつ良好な運行に多大な価値をみとめる
 思想とが、二つの主要な倫理観として定着し
 ていた（第三篇第一章参照）。①は、上述のご
 とくき国家観、すなわち、国家と天皇とを一体
 視し、国家において生きることを、天皇の意

古 代 日 本 人 で は、 し ほ し ほ、 ① と ② の 相 剋	さ せ て い た わ け で は な か つ た。 ① と ② の 相 剋	ら は、 無 意 識 的 か つ 無 反 省 的 に ① を ② に 優 先	優 先 さ せ な け れ ば な ら な か つ た。 し か し、 彼	天 皇 制 国 家 に 生 き る か ぎ り、 当 然、 ① を ② に	る。 古 代 日 本 人 は、 天 皇 の も の と 親 せ ら れ る	人 間 の 自 然 的 欲 求 に 起 因 す る も の と 解 せ ら れ	ま た、 ② は、 日 常 的 な 幸 福 を 求 め て や ま な い	把 握 す る 国 家 観 に 根 ざ し て い る と 考 え ら れ、	志 に 従 い 天 皇 に 奉 仕 し つ つ 生 き る こ と と し て
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

が生じた（第三篇第二章・同第四）章参照）。
 その相剋は、①を選ぶべきか、それとも②を
 とるべきかという選択の苦悩にほかならな
 った。選択の苦悩が生じたということは、彼
 らが、すでに、思想や行為の是非を主体的に
 判断する視座を築き上げていたことを意味し
 ている。主体的判断は、個々が確立されるこ
 となしには可能ではありえない。したがって、
 古代日本人は、思想や行為の是非に関する判
 断、すなわち倫理的・道徳的判断の主体とし

ての「個」を自己の内面に定位させていたと
考えられる。

古代日本人は、①と②のいずれか一方を選
ばなければならぬ状況に立ち至ったとき、

多くの場合①を選んだ。その選振はけつして

無意識的（↓かつ無反省的に）なされたものではなく、天皇と国家とを一体

視する国家観に基づいて主体的（意識的ガフ）になされた（キの）であつた。

したがつて、もし、個々人が天皇と国家に没

我的に奉仕（献身）することがかゝる個々が集団

の中に埋没することにほかならなかつたならば、

古代日本人は、多くの場合、自ら主体的に「個」を集団の中に埋没させていたことになる。個々人が「個」を集団の中に埋没させることが称揚さ^{られる}社会にあつては、対社会的な「個」の意識は尖鋭化されない。事実、社会（共同体や国家）に対して、一個人の自己の主体性を置くことを重視する意識は、日本の古代社会の中には根づかなかつた。

古代日本人の「個」の意識は、対社会的にではなく、対自然的な方向で尖鋭化されてゆ

く。たとえば、大家家持は、^{いおゆる}春愁絶唱三首
 において、自然(界)^せの中にたむひとリ投げ出さ
 れてある自己の孤独な存り様を凝視している(第
 二篇第四章第五節参照)が、古代日本人の「
 個」の意識は、このように、自己存在とそれ
 がそこにおいて在るところの自然とを対比し
 、「フフ、自己存在の根源的個別性(孤絶性)を
 見極めようとする意識として深化していった。
~~あ~~ある。日本の古代国家の住民たちは、対
 社会(共同体・国家)的な場面では、「個」さ

集団の中に埋没させようといふ志向性を示し
 ながらも、ひとりの人間として自然（世界）
 と対^ひき合う場面では「個」の意識を研ぎ澄ま
 していたと言えよう。

六 成果と課題および展望

以上の考察によつて、問題一、三に対して、本稿なりの解答を付与することができた。これによつて、日本古代における国家と個人の間に、問題とめぐる本稿の論究は、一応完了したことになる。だが、稿を閉じる前に、次のことを述べておかなければならない。

日本古代の諸思想に関して、従来の日本

思想史研究において、詳細な論究がなされて
 きた。諸思想の間の影響関係や、思想史の流れ、
 あるいは、思想を成立せしめる時代背景等に
 関する研究において、従来の日本思想史研究
 は精緻を極めていると言えよう。しかしなが
 ら、それにもかかわらず、従来の研究が十全
 なものであつたとは言えない。従来の研究は、
 古代人の生活に根ざした日常的な思考さ、文
 献に即して綿密に検討してゆこうという姿勢が
 欠かかえなからである。

管見によれば、従来の日本思想史研究は、
 たとえば、古代の諸文献の中に、儒教思想や
 仏教思想がどのような形であらわれてゐるか
 という点を追究することには急いであるけれ
 ども、そうした思想が、古代人の、生活に密
 着した日常的な思考の中にどのよう^にに組み入
 れられていたかという点に關しては、ほとん
 ど何も論じていな^らに等しい。従来の研究は、
 概して、知識としての思想とその歴史（知識
 史）の研究であつて、古代人の生活心情（こ

こゝに根ざした思想に関する研究ではなかつたように見受けられる。

本稿が企図したのは、知識としての思想や知識史の研究ではない。すなわち、本稿は、古代日本人が国家についてどのような知識（知識としての思想）をもっていたかを探究するものではなく、古代日本人の日常的な思想が古代国家をどう捉えていたかという点を明確にしようと意図するものであった。

こうした意図のもとに展開された本稿の研

究は、これまで知識・知識史の研究が視野
 の外に置いていた諸問題（古代人の生活心情
 にまで照明を当てないかぎり解明しえない諸
 問題）、すなわち、古代日本人の国家意識や母
 国語意識はどのようなものであり、またそれ
 ぞれはどのように思想に根ざしているのかとい
 う問題や、あるいは、実際に彼らの生^レ活に律し
 た日常的な倫理観はどのようなものであつた
 かと、いう問題等に対して、一応の解答を付与
 した。え、たのびはないかと思われ。

しかしながら、本稿は、日本古代における
 国家と個人の問題を究め尽くしたわけではな
 い。たとえば、古代国家の政治中枢には、わ
 が国在来の伝統思想や儒教思想と並んで仏教
 思想が――主として、鎮護国家の宗教思想と
 して――浸透していったけれども、本稿では、
 それについて論究することができなかった。
 仏教思想に関する論究は、十七条憲法に関す
 る考究（その思想的意義トウワツの考察のみならず、それが実際に聖徳
 太子の手に成るものであったかどうかという点に於いての考察をも含む）や、

天皇制への道教の影響

の有無について、の考究等とも、筆者の今

後の課題となるであろう。

そうした課題に迫り、かつ本稿の研究とよ

り、い、そう深めてゆくことは、日本史上に綿

たる持続性を有する天皇制の意味と、その原

点に立ちかえって問うことにながってゆく

ものと予想される。

天皇制の支配構造について、日本史と自

足的世界の自己発展と見て、その特殊性（対外

的優越性）を誇示する偏頗な歴史観が凋落し

て以来、日本史学の分野を中心に数多くの精緻な研究がなされてきた。しかし、天皇制の思想的基盤につりての研究（なかんずく、文献に即した思想分析に主眼を置く研究）は、支配構造に関する研究にくらべて、いろいろしく立ち遅れている。本稿の研究を土台として展開される筆者の今後の研究は、そうした立ち遅れた分野への積極的なアプローチとしての性格を濃厚に帯びることとなるであろう。

なお、本稿は、日本古代の政治思想や言語
 観を探究する際、基礎的な事柄については、
 おおむね、近來の日本史学や日本文学、ある
 いは日本語学の業績を参照し、時にはそれら
 に依拠したか、それは、他説に盲従する安逸
 をむさぼるためではない。本稿がそれらの業績を尊
 重し正すは、
 昨今の哲学的研究（あるいは哲学的エッセイ）
 が、ともすれば、史学・文学・語学等に関する
 専門的かつ基本的な認識を欠いて、いたずら
 に空転する傾向にある現状を顧慮するに、
 77

年の学問的伝統の中で培われた専門的研究の
成果を踏まえつつ自説を展開することには、す
くなくとも本稿にとつては必要にして不可欠
である。と観せられたかである。

注

(1) キケロの *De Re Publica* の中心的な語
 リキケロが自己の主張を代弁させて
 いる人物) は、トスキピオである。同書

第六卷の *somnium Scipionis* とは、このトスキ

ピオの夢のことである。その夢の中に、

トスキピオの祖父トスキピオが現われて、

トスキピオに国家において果たすべき務めに

る特性（を話すことが出来る存在者であることのうちに見出す考えを、キケロは、
De Oratore I. 8. 32, *De Inventione* I. 4. 5, 等にお
 いて表明してゐる。また、キケロは、そ
 の著作の多くの個所で、国政指導におい
 て弁論家が重要な役割を担うこと（それ
 ゆえに、ひとはすぐれた弁論家にならねば
 ならぬこと）を強調するが、彼のこ
 うした主張は、弁論家こそが話すことが
 出来る存在者としての人間の本性を
 実現する

者であるという考え、言いかえれば、人間の本性を実現することは、国政を指導しうるすぐれた弁論家になることにほかならないという考えによつて貫かれてくる。このような考え方には、国家とは、いわば、人間が弁論家となることを通して自己実現を果す場であることとなる。